〇香南香美老人ホーム組合行政不服審査会条例

平成２９年３月２９日

条例第６号

（設置）

第１条　行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）第８１条第２項の規定に基づき、不服申立てに係る事件ごとに、香南香美老人ホーム組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第３条　審査会は、委員５人以内をもって組織する。

（委員）

第４条　委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、組合長が委嘱する。

２　委員の任期は、その委嘱の日から当該委員の委嘱に係る当該事項に関する調査審議が終了した日までとする。

３　組合長は、審査会の委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

（１）　心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。

（２）　その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

（委員の守秘義務）

第５条　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長）

第６条　審査会に、会長を置く。

２　会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、審査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

４　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（庶務）

第７条　審査会の庶務は、庶務課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第９条　第５条の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。